

「第11次 八代市交通安全計画」の概要について

◆ 計画の趣旨 ◆

- 1 計画作成の趣旨 本市における交通安全に関する施策の大綱とするとともに、県、警察及び関係機関・団体等が緊密な連携を図り強力に推進するために作成するもの。
- 2 計画の性格・期間 (1) 性格・・・交通安全対策基本法を根拠に、国、県の「第11次交通安全基本計画」等に基づき作成するもの。  
(2) 期間・・・令和3年度から令和7年度までの5年間

◆ 第10次八代市交通安全計画の成果 ◆

- 1 道路交通の安全・・・令和2年までに「交通事故死者数を6人以下/年、交通事故死傷者数を550人以下/年とする」という目標について、死者数は平成29年（9件）を除き達成、死傷者数は全て達成。
- 2 踏切道における交通の安全・・・「第10次計画期間中（平成28～令和2年度）も引き続き事故件数を0にする」という目標について平成29年（1件）を除き達成。

◆ 第1部 道路交通の安全 ◆

第1章 道路交通の安全についての目標

第1節 道路交通事故の現状

- 1 道路交通事故の推移
- 2 道路交通事故等の特徴と課題
  - (1) 基本的な交通ルールである歩行者優先意識改革が必要
  - (2) 全死者の半数以上が高齢者
  - (3) 自転車乗用中の死傷者は横ばい
  - (4) 交通事故死傷者数の約7割が自動車乗車中
  - (5) 飲酒運転者数は横ばい状態

第2節 八代市交通安全計画における目標（令和7年度までに）

- ・ 24時間交通事故死者数 4人以下/年
- ・ 交通事故重傷者数 35人以下/年

第2章 道路交通の安全についての対策

第1節 対策の視点と6つの柱

<対策の視点>

- (1) 対策の最重点  
歩行者の安全確保
- (2) 対策の重点
  - ア 高齢者及び子供の交通安全の確保
  - イ 自転車の安全利用の推進
  - ウ シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
  - エ 飲酒運転等の危険運転の根絶
  - オ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
  - カ 地域が一体となった交通安全対策の推進
  - キ 先端技術の活用推進



<6つの柱>

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 道路交通環境の整備   | 4 車両の安全性の確保   |
| 2 交通安全思想の普及徹底 | 5 救助・救急活動の充実  |
| 3 安全運転の確保     | 6 被害者支援の充実と推進 |

第2節 道路交通安全についての施策

1 道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (3) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (4) 高齢者等の移動手段の確保
- (5) 歩行空間のユニバーサルデザイン化
- (6) 自転車利用環境の総合的整備
- (7) 交通需要マネジメントの推進
- (8) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

3 安全運転の確保

- (1) 運転者教育等の充実
- (2) 安全運転管理の推進

4 車両の安全性の確保

- (1) 自動運転車の安全対策・活用の推進
- (2) 自転車の安全性の確保

5 救助・救急活動の充実

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急関係機関の協力関係の確保等

6 被害者支援の充実と推進

- (1) 損害賠償の請求についての援助等
- (2) 交通事故被害者等支援活動の充実強化
- (3) 自転車利用者の損害賠償保険等加入義務化の周知徹底及び加入促進

◆ 第2部 踏切道における交通の安全 ◆

第1章 踏切事故のない社会を目指して

第1節 踏切事故の状況等

- 1 踏切事故の状況
- 2 近年の踏切事故の特徴

第2節 八代市交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故発生ゼロを目指します。

第2章 踏切道における交通の安全についての対策

第1節 <対策の視点>

それぞれの状況を勘案した効果的対策の推進



第2節 <2つの施策>

- 1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 2 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置